

こんなときは共済組合に届出が必要です

共済組合では、組合員および被扶養者の方の資格情報を管理しています。

組合員や被扶養者の皆さんが次の異動事由に該当したときは共済事務担当課をとおして届出を、また、任意継続組合員の方は直接当組合医療健康課に届出をお願いします。

異動事由	手続き方法
氏名が変更になったとき	速やかに 「共済組合員申告書」または「共済被扶養者申告書」に組合員証等を添えて提出 ※組合員の方は、給付金等の受取口座の名称変更手続きも必要となりますので金融機関での手続きをお願いします。
転居したとき	速やかに 「共済組合員申告書」を提出 配偶者(20歳以上60歳未満)がいる場合は「国民年金第3号被保険者住所変更届」(任意継続組合員の方は不要)
医療福祉費支給制度(マル福)に該当したとき	速やかに 「共済組合員申告書」または「共済被扶養者申告書」を提出(詳細は7ページを参照)
被扶養者が増えたとき (出生、結婚、退職など)	速やかに (30日以内) 「共済被扶養者申告書」に各書類を添えて提出 ※届出が事実発生から30日を超えた場合は届け出た日からの認定となります。
被扶養者でなくなったとき ①被扶養者が就職、結婚、死亡などしたとき ②被扶養者の収入が認定基準額を超過したとき ③被扶養者が雇用保険(基本手当日額3,612円以上)を受給したとき	速やかに 「共済被扶養者申告書」に被扶養者証および事由に応じた書類を添えて提出 ①事実発生日が確認できるもの ②収入額が確認できるもの ③雇用保険受給資格者証(写) ※資格喪失後に被扶養者証を使用して医療機関を受診した場合は、当組合が負担した医療費を返還していただきます。(詳細は9ページを参照)

※提出書類等の詳細については、共済事務担当課または当組合医療健康課へお問い合わせください。

～組合員証等を紛失・破損したときは再発行ができます～

組合員の皆さんやご家族が使用されている組合員証等を紛失したり、破損(割れ、剥がれ)した場合は、再発行することができます。(手数料はかかりません。)

「組合員証等再交付申請書」(当組合ホームページの「申請書類一覧」からダウンロードできます。)に必要事項を記入し、紛失の場合は誓約書を、破損の場合は破損した組合員証等を添えて共済事務担当課へ提出してください。

なお、任意継続組合員の方は直接当組合医療健康課へ送付してください。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413